

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年十一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年九月十九日奈良県指令建第一〇〇―九〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月十五日建第九〇五五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市東室一四四番一、一四五番一、一四五番五及び一四六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号

大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作

一 許可番号

平成二十九年七月二十七日奈良県指令建第一〇〇―五八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月十五日建第九〇五六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月十五日建第五三八〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市長尾二三五番一、二三五番六、二三五番七、二三五番八、二三五番九、二三

五番一〇、二三五番一一、二三五番一二、二三五番一三、二三五番一四、二三五番一

五、二三五番一六及び二三五番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市竹内三九三番地

株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市長尾二三五番一

下水道 葛城市長尾二三五番一の一部

一 許可番号

平成二十九年三月九日奈良県指令建第九八一―二二三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月十六日建第九〇五七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月十六日建第五三八一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市石川町五〇八番一、五〇八番二、五〇八番三、五〇八番四、五〇八番五、五〇八番六、五〇八番七、五〇八番八、五〇八番九、五〇八番一〇、五〇八番一一、五〇八番一二、五〇八番一三、五〇八番一四、五〇八番一五、五〇八番一六、五〇八番一七、五一二番一、五一二番五、五三五番三、五三五番七、五三五番九、五四〇番一、五四〇番三、五四〇番四、五四〇番五、五四〇番六、五四〇番七、五四〇番八、五四〇番九、五四〇番一〇、五四〇番一一、五四〇番一二、五四〇番一三及び一六〇七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市御坊町一〇〇番地の一

株式会社やまぐち 代表取締役 山口万起代

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市石川町五〇八番一、五〇八番四、五一二番一及び五四〇番一
公園 橿原市石川町五〇八番九
下水道 橿原市石川町五〇八番一、五一二番一及び五四〇番一の各一部
水路 橿原市石川町五〇八番一の一部、五〇八番一四及び五一二番一の一部

一 許可番号

平成二十九年九月十九日奈良県指令建第一〇〇―七七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月十六日建第九〇五八号
開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字生田二四二番二、二四三番三、二四四番二及び二四六番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字生田二四三番地

田口和明